



平成 28 年 4 月 15 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 エ ナ リ ス
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 村 上 憲 郎
(コード番号：6079 東証マザーズ)
問 合 せ 先 コーポレートコミュニケーション室長 白 土 朋 之
(TEL. 03-5284-8326)

証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告について

当社は、平成 26 年 12 月 12 日付「過年度に係る有価証券報告書等の訂正報告書の提出及び過年度に係る決算短信等一部訂正に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、同日付で過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を関東財務局長へ提出いたしました。

本日、下記の有価証券報告書等の訂正に関して、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第 20 条第 1 項の規定に基づき、当社に対する 2 億 5,848 万円の課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った旨の公表がなされましたので、お知らせいたします。

記

1. 継続開示書類

- ・平成 25 年 9 月第 3 四半期四半期報告書 (平成 25 年 11 月 12 日提出)
- ・平成 25 年 12 月期有価証券報告書 (平成 26 年 3 月 24 日提出)
- ・平成 26 年 6 月第 2 四半期四半期報告書 (平成 26 年 8 月 8 日提出)

2. 発行開示書類

- ・有価証券届出書 (一般募集) (平成 26 年 5 月 12 日提出)
- ・有価証券届出書 (その他の者に対する割当) (平成 26 年 5 月 12 日提出)

当社は、証券取引等監視委員会から勧告が行われたことを真摯に受け止め、金融庁から正式な通知を受領次第、対応について検討いたしますが、特段の事情がない限り事実及び納付すべき課徴金の額を認める方針であり、正式に決定次第改めてお知らせいたします。

株主、投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、改めて深くお詫び申し上げます。

以 上